

名古屋市告示第592号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また、
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 6年12月 3日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
虹ヶ丘通所リハビリセン ター	名古屋市名東区代万町 3丁目11番地 の 2	令和 6年 10月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課